

## 学長選考の基準

平成28年9月28日

放送大学学長選考会議

放送大学学長の任免の基準及び任期に関する規則（平成26年放送大学学園規則第2号）第2条第1項の規定に基づく学長選考の基準について、以下のとおり定める。

### 1. 学長に求められる資質・能力

別添「次期放送大学長に求められる学長像」を基準とする。

### 2. 選考の手續・方法等

放送大学学長選考会議における学長選考等の手續に関する規程（平成26年学長選考会議規程第1号）第3条から第7条まで並びに放送大学学長選考会議における学長選考手續に関する実施細則（平成26年学長選考会議規程第2号）第3条及び第4条の規定に基づき、以下のとおりとする。

- ① 学長選考会議委員又は教授会の構成員からの学長候補適任者の推薦受付期間  
平成28年10月12日から10月26日まで
- ② 学長候補者の所信表明書等の提出期間  
平成28年11月7日から11月18日まで
- ③ 教授会の意見の聴取を求める場合の期限  
平成28年12月
- ④ 学長候補者の面接を実施する期間  
平成29年1月
- ⑤ 学長予定者の選考の期限  
平成29年1月

以上

## 次期放送大学長に求められる学長像

平成28年9月28日  
放送大学学長選考会議

## 1. 放送大学の役割

放送大学は、放送大学学園法に基づいて設立された通信制大学として、テレビ・ラジオ及びインターネットなどの多様なメディアを活用するとともに、全国各地の学習センター等において大学教育を提供し、我が国における生涯学習の中核的機関としての役割を果たしている。

このような社会的要請に応えていくため、放送授業の内容の一層の充実、ICTの活用による新たな教育手法の導入や学習支援の充実、大学教育のセーフティネットとしての役割の強化等を推進しており、厳しい財務状況に留意しつつ、今後ともこれらの諸課題に取り組むことが求められている。

## 2. 求められる学長の資質・能力

上記のような放送大学の役割を果たしていくため、その学長は、以下の資質及び能力を備えていることが求められる。

- ① 人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、高等教育に関し識見を有する者で、放送大学の目的に深い理解を有すること。
- ② 学長としてリーダーシップを発揮し、選任される任期において、放送大学の教育、研究、社会貢献・地域貢献及び大学運営等の諸活動に明確なビジョンを示すことができること。
- ③ 第3期業務運営計画に基づいて、現在行われている放送大学の業務について、一定の継続性を保ちつつ、諸課題を的確に把握し、適切かつ効果的に遂行する総合的なマネジメント能力を有すること。

## 3. 放送大学における当面の具体的課題例

- ・ 学部及び大学院修士課程について、社会的ニーズに対応した科目構成をはじめとするカリキュラム改革を推進すること。
- ・ 放送授業、面接授業の充実並びにオンライン授業の制作・運用体制の充実を図り本格実施を推進すること。
- ・ 学習センターの機能の在り方について検討し、その一層の活性化を推進すること。
- ・ 大学院博士後期課程の完成年度を迎え、大学院教育の改善・充実を図ること。
- ・ 教員の能力開発を主眼とした新しい教員評価制度を実施・定着させること。

以 上